

平成 28 年度 県民みんなで支える森・みどり環境公募事業実施要領

(目 的)

第 1 この要領は、県民みんなで支える森・みどり環境公募事業（以下「公募事業」という。）を実施するにあたり、山形県補助金等の適正化に関する規則（以下「規則」という。）、平成 28 年度県民みんなで支える森・みどり環境公募事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び平成 28 年度みどり環境公募事業審査要領（以下「審査要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項について次に定める。

(内 示)

第 2 審査要領第 2 の 6 の規定による通知を受けた所轄の総合支庁長（以下「支庁長」という。）は、事業計画が選考された団体（以下「補助事業者」という。）に対し、別記様式第 1 号により補助金額を内示する。

(交付決定)

第 3 支庁長は、補助事業者から規則第 5 条の規定により補助金交付申請があったときは、その内容を審査し適当と認められる場合は、補助金の交付を決定し、別記様式第 2 号により補助事業者に通知する。

2 支庁長は、前項の通知をしたときは、環境エネルギー部長（以下「部長」という。）に以下の書類を添えて報告する。

- (1) 交付決定通知（別記様式第 2 号）の写し
- (2) 交付申請書（規則別記様式第 1 号）の写し
- (3) 要綱第 4 条第 2 項に定める添付書類（事業計画書、収支予算書、その他必要な書類）の写し

(事業計画変更及び変更交付申請の手続き)

第 4 支庁長は、要綱第 5 条第 2 項の規定による事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書（以下「変更承認申請書」という。）の提出があった場合は、変更内容の審査を行い、部長に協議する。

2 部長は、前項の協議があった場合、変更承認申請書の内容を審査し、補助金の対象事業として適当と認められる事業計画及び当該事業計画に配分する補助金額を定め、別記様式第 3 号により支庁長に回答する。

3 前項の事業計画及び配分通知を受けた支庁長は、補助金の交付を決定し、別記様式第4号により当該補助事業者へ変更補助金額の交付決定について通知するとともに、その写しを添えて部長に報告する。

(額の確定)

第5 支庁長は、要綱第7条の規定による実績報告があった場合は、規則第15条及び平27年3月27日付け環企第429号「山形県環境エネルギー部所管補助事業等に係る現地調査要領」に基づき、別記様式第5号により書類の審査及び現地調査等を行う。

2 規則第15条に基づく補助金の額の確定を行う場合は、別記様式第6号による。

3 支庁長は、補助金の額を確定したときは、部長に以下の書類を添えて報告する。

(1) 額の確定通知(別記様式第6号)の写し

(2) 現地調査調書(別記様式第5号)(別紙含む)の写し

(3) 実績報告書(規則別記様式第2号)の写し

(4) 要綱第7条第1項に定める添付書類(事業実績書、収支精算書、活動状況報告書、支出に関する証拠書類)の写し

(事業実施の報告等)

第6 支庁長は、公募事業の実施にあたっては、「やまがた緑環境税」を活用した事業であることを広く県民に普及広報することを補助事業者に対し指導する。

2 県は、必要に応じ補助事業者に対して、実施後の効果等の報告及び調査等の協力を求めることができる。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。